別紙２

障害福祉サービス事業所（通所又は短期入所を除く）の取扱いについて

今後の通所系又は短期入所を除く障害福祉サービス事業所における運営上の留意事項等については、次のとおりとなります。

１　訪問系サービスを提供する事業所

（対象となるサービス等）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実施する事業所

感染拡大防止の観点から、別添の「利用者の状況に応じた対応について（訪問系）」を参照のうえ、適切な取組を行うこと。

２　入所施設・居住系サービス等について

（対象となるサービス等）
障害者支援施設および共同生活援助を実施する事業所

（１）運営上の留意点について

感染経路の遮断の観点から、別添の「利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）」を参照のうえ、適切な取組を行うこと。

（２）人員基準の取扱いについて

今回の緊急事態宣言を受け、必要な人員を確保することができない場合について、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年２月17日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、運営上差し支えない場合においては、サービス提供を認めるとともに、減算措置の対象外とします。

（３）報酬請求について

①基本報酬について

緊急事態宣言の影響により、職員の確保が困難となった等で、基本報酬の算定区分に影響が生じる場合においても、従前の配置人数に基づく報酬の算定を可能とします。

②加算について

加算の算定可否については、次表のとおりとします。

加算区分	該当する加算の例	取扱い
体制加算	福祉専門職員等配置加算 重度障害者支援加算　他	従前の配置人数が加算の要件を満たしている場合は、当該加算の算定を可とする。

実績加算	帰宅時支援加算、 医療連携体制加算　他	加算の要件となる支援を行っていない場合は算定できない。

３　相談支援事業所（特定相談・一般相談）について

（１）運営上の留意点について

国の通知により、感染予防のための柔軟な対応が認められていることから、下記のとおり取り扱うものとします。ただし、この例外的な取扱いをする場合は、予め利用者への説明を行ってください。

①面談の実施について

「サービス利用支援（計画作成）」、「継続サービス利用支援（モニタリグ）」、「個別支援会議」などについては、電話やメールの方法で行うことを可能とします。

②利用者同意署名について

サービス等利用計画案及びモニタリング報告書における利用者同意署名については、郵送による対応を可能とします。

（２）報酬算定について

相談支援事業所における各種加算の算定可否については、次表のとおりとします。

加算区分	該当する加算の例	取扱い
体制加算	特定事業所加算 行動障害者支援体制加算　他	従前の配置人数が加算の要件を満たしている場合は、算定を可とする。
実績加算	サービス担当者会議実施加算 サービス提供時モニタリング加算 他	加算の要件となる支援を行っていない場合は算定できない。 ※居宅等への訪問または会議の開催が要件となっている加算については、電話等に代えることで算定することはできません。

訪問系

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

1．感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備
(2)職員の取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○　感染が疑われる場合は、「 新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○　職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)ケア等の実施時の取組	**（基本的な事項）** ○　サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意 ・　保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 ・　基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う ・　サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ・　可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

１．感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ○　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 **（面会及び施設への立ち入り）** ○　面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討 ○　委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○　面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録
(2)職員の取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○　感染が疑われる場合は、「 新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○　職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)リハビリテーション等の実施の際の留意点	○　ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「３つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要 ○　可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底